

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、平成28年度予算が成立し、本業務に係る予算示達がなされることを条件とするものです。

平成28年2月19日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 井上 一徳

1 業務内容等

- (1) 業務名 嘉手納飛行場に係る高所カメラの保守点検業務
- (2) 業務内容 沖縄防衛局庁舎屋上に設置している高所カメラ及び沖縄防衛局企画部環境対策室内に設置している操作機器等の保守点検を行う。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」でC又はDのいずれかの格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181 (133)
- (2) 入札説明書等の交付期間等
平成28年2月19日(金)から平成28年3月7日(月)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
- (3) 入札及び開札の日時等
平成28年3月8日(火) 午前10時00分 沖縄防衛局 2階 会議室

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

入札説明書

- 1 公告日 平成28年2月19日
- 2 契約担当官等 支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 井上 一徳
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
- 3 調達内容等
 - (1) 業務名 嘉手納飛行場に係る高所カメラ保守点検業務
 - (2) 業務内容 沖縄防衛局庁舎屋上に設置している高所カメラ及び沖縄防衛局企画部環境対策室内に設置している操作機器等の保守点検を行う。
 - (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで
- 4 競争参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」でC又はDのいずれかの格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
 - (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 5 競争資格の確認等
 - (1) 4(2)に掲げる資格を確認できる書類(資格審査結果通知書写し)を入札日の前日(行政機関の休日を除く。)までに提出すること。
当該書類は、持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送による場合は、提出期限までに必着のこととし、電話等による確認を行うこと。
 - (2) 競争資格に関する問い合わせ先
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181 (133)
FAX 098-921-8166
- 6 入札説明書等に対する質問
 - (1) 入札説明書及び仕様書等に対して質問がある場合は、書面(様式は自由)により次に従い提出すること。
 - ・提出期限 平成28年2月19日(金)から平成28年3月4日(金)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
 - ・提出場所 5(2)に同じ
 - ・提出方法 書面は、郵送若しくは電送又は持参によるものとする。なお、郵送による場合は、提出期限までに必着のこととし、電送の場合は電話等による確認を行うこと。
 - (2) (1)の質問に対する回答は、書面にて行うとともに、次のとおり閲覧に供する。
 - ・期間 平成28年2月19日(金)から平成28年3月7日(月)まで
 - ・場所 5(2)に同じ
- 7 入札執行の日時及び場所等

- ・日 時 平成28年3月8日(火) 午前10時00分
- ・場 所 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局 2階 会議室
- ・方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札参加者は、入札心得書様式2により入札書を作成し、入札者の氏名を表記した封筒に入れて封緘のうえ、提出しなければならない。
なお、入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金 免除。

9 開 札 開札は、7に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

10 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札。

イ 本説明書及び入札心得書において示した条件等に違反した入札。

ウ 入札時点において4に掲げる資格のない者のした入札。

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

11 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

12 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

13 関連情報の窓口 5(2)に同じ。

14 適用する契約条項

(1) 別冊契約書(案)各条項

(2) 談合等の不正行為に関する特約条項

(3) 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項

(4) 暴力団排除に関する特約条項

15 その他

(1) 入札・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書等を熟読するとともに遵守すること。

表紙共 7 枚

仕様書

業務の名称：嘉手納飛行場に係る高所カメラの保守点検業務

平成 2 8 年 3 月

沖縄防衛局

仕様書

1 業務の名称

嘉手納飛行場に係る高所カメラの保守点検業務

2 業務の目的

本業務は、嘉手納飛行場の運用実態を把握するため、沖縄防衛局庁舎屋上に設置している高所カメラ及び沖縄防衛局企画部環境対策室内に設置している操作機器等（以下「高所カメラシステム」という。）について、保守点検を行い、高所カメラシステムの各機能を正常な状態に維持することを目的とする。

3 適用の範囲

本仕様書は、沖縄防衛局が行う「嘉手納飛行場に係る高所カメラの保守点検業務」の契約について適用する。

4 履行場所

沖縄防衛局（沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9）

5 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

6 対象機器

本業務の対象となる機器等は、別紙1、2のとおりとする。

7 業務の内容

(1) 定期点検

高所カメラシステムの状態に異常がないか点検を行って確認し、当該システムが常に正常かつ良好に作動するように必要な整備と点検を行う。なお、定期点検を行う回数は1回とし、11月又は12月に実施する。なお、実施日は監督官と調整のうえ決定する。

また、実施時間は、原則として土日及び祝日を除く平日の9時から17時までの間とし、詳細は監督官と調整のうえ決定する。

(2) 臨時点検（随時）

監督官等から故障又は不具合等の発生の連絡を受けた場合に、速やかに作業員を派遣して臨時に点検調整を行い、高所カメラシステムを正常な状態に復旧する。なお、実施日については、監督官の指示する日とし、受託者は、少なくとも当該故障等の発生の連絡を受けた日の翌日から実施可能な体制を整えるものとする。

(3) 事故対応（随時）

監督官等から、カメラの転落などによる事故の発生の連絡を受けた場合には、夜間、休日を問わず直ちに現場に急行し、原因究明のための臨時点検と応急措置を行うとともに、再発防止対策を講じる。また、監督官等から事故原因の調査報告書の作成などの指示を受けた場合には、迅速かつ適切に対応する。

8 業務に必要な消耗品等の負担

- (1) 点検等作業に必要な消耗品、器具、雑材料等は全て受託者の負担とする。
- (2) 分解作業又は部品の交換等により復帰する程度の軽微な故障は、受託者の負担で修理を行うものとする。

9 業務実施計画書の作成

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、監督官に提出する。
- (2) 業務実施計画書には、次の事項について記載する。
 - ①業務概要
 - ②実施方針（点検方法を含む）
 - ③業務工程（成果品の提出時期を含む）
 - ④業務組織計画（連絡体制及び作業員名簿を含む）
 - ⑤提出書類の内容、部数
 - ⑥その他必要となるもの
- (3) 受託者は、業務実施計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、監督官に変更業務実施計画書を提出する。ただし、軽微な内容の変更についてはこの限りではない。
- (4) 監督官が指示した事項については、受託者が更に詳細な業務実施計画に係る資料を提出する。

10 提出書類

- (1) 定期点検等の実施後、速やかに提出する書類は、次のとおりとする。
 - ①定期点検報告書
 - ②臨時点検報告書
 - ③事故対応等報告書
- (2) 定期点検報告書には、次の内容を記載する。
 - ①システム概要
 - ②点検機器一覧表（製造会社名、型番等）
 - ③実施工程表
 - ④点検チェックシート
 - ⑤部品交換リスト
 - ⑥点検整備履歴表
 - ⑦不具合箇所及び処置方法の提案
 - ⑧部品交換等年次計画表
 - ⑨写真（点検機器、点検作業状況、部品交換作業状況）
 - ⑩その他必要となるもの
- (3) 受託者は、提出書類について、あらかじめ監督官と協議し、作成過程においては、その都度、監督官の確認を受けるものとする。

11 完了報告

受託者は、業務完了後、委託者に速やかに報告する。

1.2 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、受託者として当然要求されることの注意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、受託者の負担において実施する。
- (3) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、監督官の指示があった場合は、本契約の履行について、監督官に報告する。
- (4) 受託者は、本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、監督官と協議の上、監督官の指示に従う。この場合、速やかに指示事項を書面にした上、監督官の承認を得る。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、委託者から貸与された資料については、目的以外には使用せず、業務完了後速やかに返却する。
- (6) 契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を提出し、委託者の承諾を得る。
なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (7) 契約の履行において再委託の承諾を受けた場合には、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所・氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託者に提出する。
なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (8) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。
なお、業務関係書類とは、業務実施計画書、作業員名簿のほか、本業務で作成する書類の一切を含むものとする。

以 上

添付書類：1 高所カメラシステムの構成機器及び確認事項の概要
2 高所カメラシステム系統図

高所カメラシステムの構成機器及び確認事項の概要

1 個別点検

(1) カメラ部

- 屋外雲台一体型カメラ (株式会社日立国際電気製 HC-268S 2台、HC-40 2台) 4台
- 屋外中継箱 (同軸保安器、電源保安器) 4台
- 同軸・電源アレスタ部 1台
- 同軸アダプタ (SO-3900) 4台

確認事項の概要

- ・外観の確認
- ・電源電圧等の確認
- ・カメラ装置の確認
- ・機側装置の確認
- ・図書類、予備品等の確認 等

(2) WEBエンコーダ (PT-IP100T) 4台

確認事項の概要

- ・表示の確認
- ・映像の確認
- ・ファンの確認
- ・接続部の確認
- ・機器本体の清掃等
- ・図書類、予備品等の確認 等

(3) L2-SW (Aprèsia Light 116) 1台

確認事項の概要

- ・接続部の確認
- ・機器本体の清掃 等

(4) UPS (THA1000R-10/EI-LN) 1台

確認事項の概要

- ・表示の確認
- ・蓄電池の確認
- ・ファンの確認
- ・機器本体の清掃等
- ・図書類、予備品等の確認 等

(5) 監視カメラ制御装置及び端末装置

操作用パソコン（８０００EliteSFF） １台
表示用パソコン（８０００EliteSFF） １台
モニター（L32-H03B １台、L1710 １台） ２台
ネットワークデジタルレコーダ（SR-N130B） ２台
タイムサーバー（JTS-1） １台

確認事項の概要

- ・スイッチ等の機能の確認
- ・電源電圧等の確認
- ・外観の確認
- ・CCTV制御装置の確認
- ・操作器の確認
- ・図書類、予備品等の確認 等

2 総合点検

上記1システム全体に係る総合点検

確認事項の概要

- ・システム動作状況等の確認
- ・カメラ画像の受信の確認
- ・操作器から制御操作による機能確認
- ・カメラ受信画像の画質確認 等

